

岩泉町地球温暖化防止等実行計画
(第 5 版)

2025 (令和 7) 年 3 月

岩 泉 町

目次

第1章	計画の概要	1
1.1	計画の背景	1
1.2	計画の位置付け及び目的	2
1.3	計画の期間及び基準年度	2
1.4	計画の適用範囲（対象とする事務事業の範囲）	3
1.5	対象とする温室効果ガス	3
第2章	計画の進捗状況	4
2.1	岩泉町地球温暖化防止等実行計画（第4版）の進捗状況	4
2.2	新基準年度のCO ₂ 排出量との比較	6
2.3	CO ₂ 排出量削減に向けた課題	7
第3章	計画の目標	8
3.1	CO ₂ 排出量の削減目標	8
3.2	目標達成に向けた基本シナリオ	9
第4章	目標達成に向けた取組	11
4.1	取組の体系	11
4.2	再生可能エネルギーの導入推進	11
4.3	省エネルギー対策の推進	12
4.4	省資源・3R+Renewableの推進	12
4.5	職員の日常の取組	13
第5章	計画の推進と進捗管理	14
5.1	推進体制	14
5.2	進捗状況の点検・評価等	16
5.3	職員に対する研修等	16
5.4	取組状況の公表	16

第1章 計画の概要

1.1 計画の背景

地球の平均気温の上昇を2℃未満にとどめるため、地球温暖化対策の加速化が国際的な喫緊の課題となっています。2018（平成30）年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「1.5℃特別報告書」では、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ（カーボンニュートラル）にする必要があることが示されています。

また、2030（令和12）年までに温室効果ガス排出量を現在の概ね半分にする必要があることが同報告書で示されています。

国は、2020（令和2）年に当時の菅内閣総理大臣が2050（令和32）年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。これを受け、2021（令和3）年に改定された「地球温暖化対策計画」では、2030（令和12）年度までに日本の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%削減する（さらに、50%削減の高みを目指して挑戦を続ける）ことが目標として設定されました。

岩手県（以下「県」という。）では、2021（令和3）年に「いわて気候非常事態宣言」を公表し、県民に対して地球温暖化の危機意識を共有するとともに、オール岩手で対策に取り組む方針を示しています。2023（令和5）年には「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を改訂し、2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で57%削減（県の事務事業においては60%削減）することを目標としています。

本町では、2011（平成23）年の東日本大震災や2016（平成28）年の台風第10号災害を契機に、役場庁舎をはじめとした公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の導入を進めてきました。

1.2 計画の位置付け及び目的

「岩泉町地球温暖化防止等実行計画（第5版）」（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画である「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として策定します。

本計画は、本町の事務事業における地球温暖化対策を全庁的に推進するために策定します。

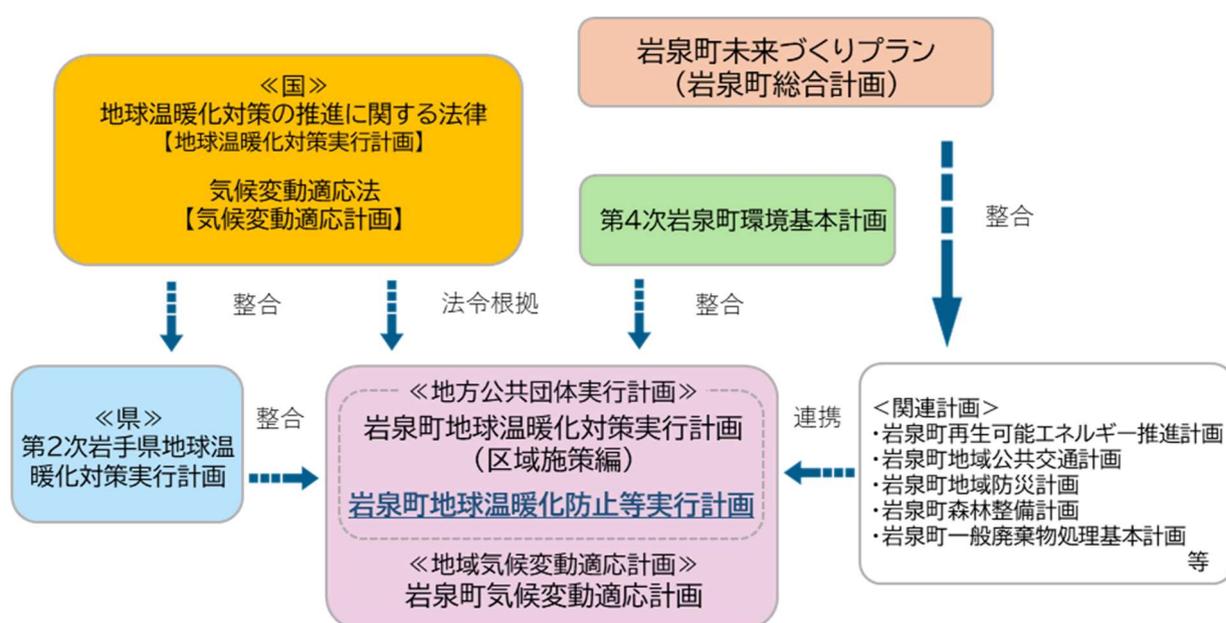


図 1.2.1 計画の位置付け

1.3 計画の期間及び基準年度

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までの6年間とします。

また、基準年度は、岩泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と整合を図り、2013（平成25）年度とします。

なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて計画を見直します。

1.4 計画の適用範囲（対象とする事務事業の範囲）

本計画の対象施設は、本庁舎及び分庁舎、上下水道課庁舎、保健センター、町民会館（併設町立図書館を含む）、各支所（併設センターを含む）、龍泉洞事務所、公立学校等（学校舎、共同調理場等）、上下水道事業（浄化センター）とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は本計画の対象外ですが、可能な限り受託者に対して、計画の趣旨に沿った取組の実践を要請します。

1.5 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）のうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボン類（PFC）のうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類の温室効果ガスが対象となっています。

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、本町の事務事業により排出される温室効果ガスの大部分を占める CO₂ とします。

第2章 計画の進捗状況

2.1 岩泉町地球温暖化防止等実行計画（第4版）の進捗状況

岩泉町地球温暖化防止等実行計画（第4版）の計画期間（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）における進捗状況を、基準年度（2000（平成12））年度のCO₂排出量との比較により示します。

なお、2024（令和6）年度の実績値は得られないため、直近の2023（令和5）年度の実績と比較しています。

本町の事務事業におけるCO₂排出量は、基準年度の2000（平成12）年度では854,814kg-CO₂、現況年度の2023（令和5）年度では641,619kg-CO₂となっており、213,195kg-CO₂減少（▲24.9%）しています。

減少の要因として、外的な要因である電力のCO₂排出係数の減少に加えて、震災復旧・復興事業の進捗によるガソリン及び軽油使用量の減少、給食センターにおけるA重油から灯油への燃料転換等が挙げられます。

これらの取組により、現況年度のCO₂排出量は、計画（第4版）の排出量の目標値である709,845kg-CO₂を下回っており、目標を達成しています。

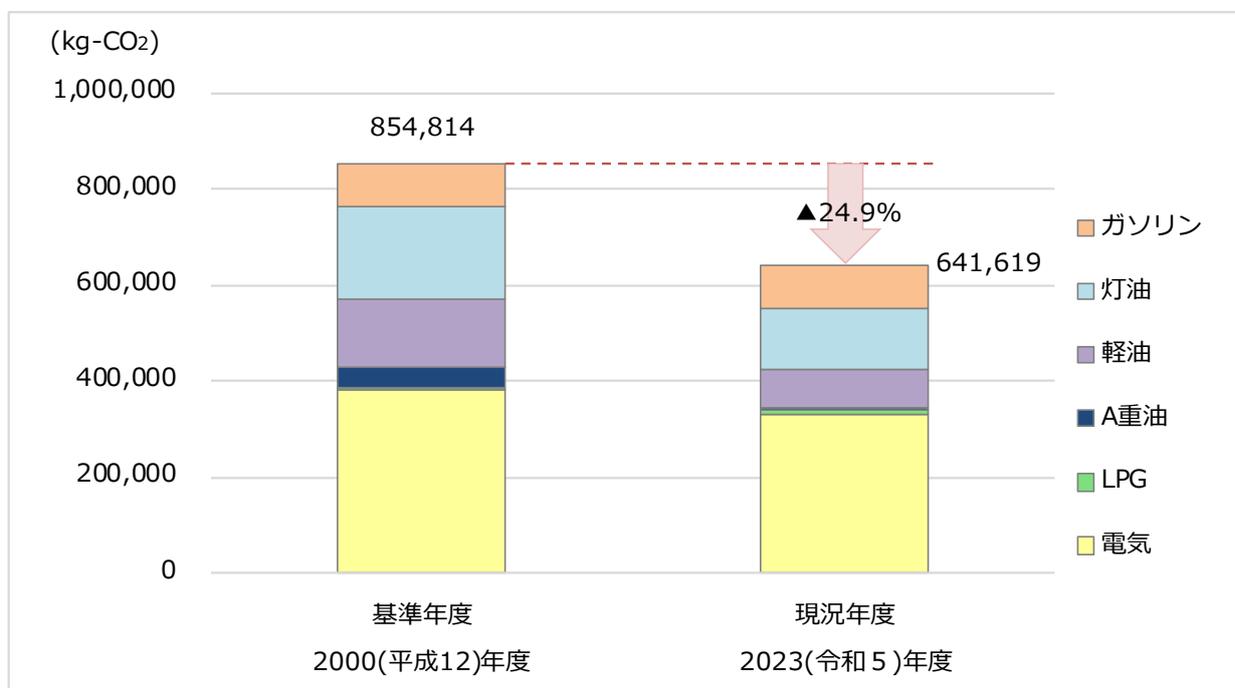


図 2.1.1 本町の事務事業におけるCO₂排出量の推移（第4版の対象施設）

表 2.1.1 本町の事務事業における CO₂ 排出量の内訳（第 4 版の対象施設）

単位：kg-CO₂

区分	基準年度 2000(平成 12) 年度	現況年度 2023(令和 5) 年度	基準年度比 変化率 (現況/基準)	目標年度 2024(令和 6) 年度	基準年度比 変化率 (目標/基準)
ガソリン	88,781	87,224	▲1.8%	94,387	6.3%
灯油	195,121	130,625	▲33.1%	107,589	▲44.9%
軽油	140,295	77,097	▲45.1%	78,695	▲43.9%
A 重油	41,457	5,919	▲85.7%	5,961	▲85.6%
LPG	7,498	8,427	12.4%	10,050	34.0%
電気	381,662	332,327	▲12.9%	413,163	8.3%
計	854,814	641,619	▲24.9%	709,845	▲17.0%

2.2 新基準年度の CO₂ 排出量との比較

本町の事務事業における CO₂ 排出量は、基準年度の 2013（平成 25）年度では 1,585,467kg-CO₂、現況年度の 2023（令和 5）年度では 1,162,877kg-CO₂ となっており、422,590kg-CO₂ 減少（▲26.7%）しています。

減少の要因として、外的な要因である電力の CO₂ 排出係数の減少に加えて、震災復旧・復興事業の進捗によるガソリン及び軽油使用量の減少、支所の新築に伴う電化による灯油使用量の減少、学校の統廃合、給食センターにおける A 重油から灯油への燃料転換等が挙げられます。

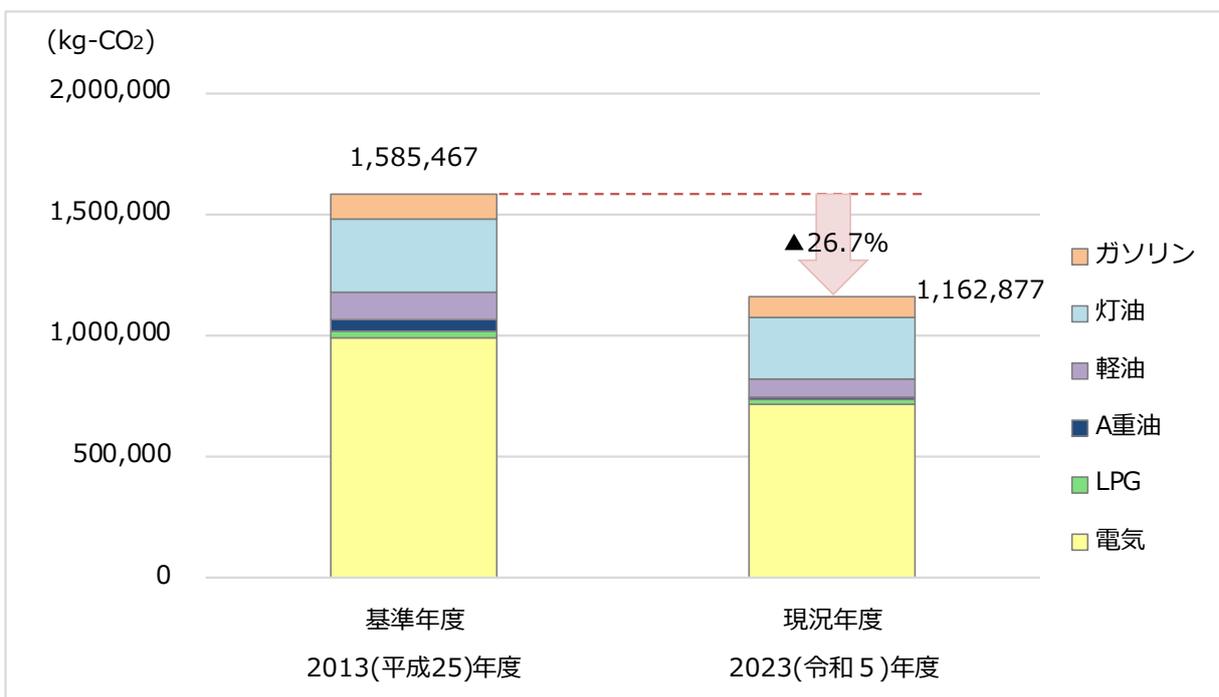


図 2.2.1 本町の事務事業における CO₂ 排出量の推移

表 2.2.1 本町の事務事業における CO₂ 排出量の内訳

単位：kg-CO₂

区分	基準年度 2013(平成 25) 年度	現況年度 2023(令和 5) 年度	基準年度比 変化率
ガソリン	108,027	87,224	▲19.3%
灯油	294,310	252,221	▲14.3%
軽油	112,404	77,097	▲31.4%
A 重油	47,608	5,919	▲87.6%
LPG	28,401	20,575	▲27.6%
電気	994,716	719,841	▲27.6%
計	1,585,467	1,162,877	▲26.7%

2.3 CO₂ 排出量削減に向けた課題

2.3.1 再生可能エネルギーの導入による電力の脱炭素化

2023（令和5）年度の電気の使用量は 1,528,326kWh であり、基準年度である 2013（平成25）年度の 1,776,279kWh と比較して 247,953kWh 減少（▲14.0%）しました。

減少要因として、施設の統廃合や高効率な設備の導入、職員による省エネルギー活動等が挙げられます。

これまで、化石燃料を使用する設備の電化等により、一部施設において電力需要の増加が見られました。今後も、設備の電化や電気自動車の普及等により電力需要が増加することも考えられます。

電力由来の CO₂ 排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの導入や再生可能エネルギー由来の電力プランへの切り替え等により、使用する電力の脱炭素化を図る必要があります。

2.3.2 省エネルギー対策等によるエネルギー需要の抑制や効率化

燃料の使用量は全体として減少傾向です。

減少要因として、施設の統廃合、設備の燃料転換、職員による省エネルギー活動等が挙げられます。その他には、震災復旧・復興事業の進捗による車両の燃料使用量の減少等が挙げられます。

なお、灯油については、A 重油からの燃料転換により、他の燃料よりも基準年度比の削減率が低い傾向となっています。

燃料由来の CO₂ 排出量の削減に向けて、設備の燃料転換や運転条件の効率化、車両の適正配置やエコドライブ等により、燃料の使用量の削減や適正化を図る必要があります。

表 2.3.1 本町の事務事業におけるエネルギー使用量

項目	基準年度	現況年度	増減量	増減率
	2013（平成25）年度	2023（令和5）年度		
ガソリン	46,530L	38,087L	▲8,443L	▲18.2%
灯油	118,221L	100,780L	▲17,441L	▲14.8%
軽油	43,484L	29,432L	▲14,052L	▲32.3%
A 重油	17,570L	2,150L	▲15,420L	▲87.8%
LPG	4,338 m ³	3,147 m ³	▲1,191 m ³	▲27.5%

第3章 計画の目標

3.1 CO₂排出量の削減目標

3.1.1 CO₂排出量の総量削減目標

本計画では、2030（令和12）年度までに、再生可能エネルギーの導入や利用、設備の効率化、省エネルギー活動等により、本町の事務事業におけるCO₂排出量を2013（平成25）年度比で72%削減することを目標とします。

表 3.1.1 本町の事務事業におけるCO₂排出削減目標

単位：kg-CO₂

項目	基準年度	目標年度
	2013（平成25）年度	2030（令和12）年度
CO ₂ 排出量	1,585,467	440,384
削減量	—	1,145,083 (▲72%)

3.1.2 エネルギー種別ごとの削減目標

本計画では、CO₂排出量の総量削減目標の達成に向けて、エネルギー種別ごとの使用量の削減目標を設定します。

表 3.1.2 本町の事務事業におけるエネルギー種別ごとの削減目標

項目	基準年度	目標年度	増減率
	2013（平成25）年度	2030（令和12）年度	
電気	1,776,279kWh	1,681,159kWh	▲5.4%
ガソリン	46,530L	37,859L	▲18.6%
灯油	118,221L	100,177L	▲15.3%
軽油	43,484L	29,256L	▲32.7%
A重油	17,570L	2,137L	▲87.8%
LPG	4,338 m ³	3,128 m ³	▲27.9%

3.2 目標達成に向けた基本シナリオ

3.2.1 BAUにおけるエネルギー需要の見込み

本町では、2030（令和12）年度においても、現状と同等の公共施設等が維持されると見込み、エネルギー需要は現状と概ね同程度と想定します。

3.2.2 太陽光発電設備の導入見込みや再生可能エネルギー電力の調達等

本町の2023（令和5）年度の電力使用量は1,528,326kWhで、CO₂排出量は719,841 kg-CO₂となっています。

2030（令和12）年度においては、電気を使用する機器の高効率化が進む一方で化石燃料を使用する機器の電化などを考慮し、電力需要量は10%増の1,681,159kWhを見込みます。

また、公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査の成果として、本町では734.72kW（年間想定発電量935,365kWh）の太陽光発電の導入可能性が見込まれています。このうち、採算性が見込める施設への太陽光発電の導入を2030（令和12）年度までに推進し、電力の脱炭素化に取り組みます。最大限導入した場合の導入量として429.68kW、発電した電力の自家消費量として283,912kWhが見込まれます。

上記の電力需要（1,681,159kWh）から自家消費量（283,912kWh）を控除した買電分（1,397,247kWh）については、相対契約や電力メニューによる再生可能エネルギー電力の調達、非化石証書等によるカーボンオフセットの利用を推進し、電力の脱炭素化に取り組みます。

これらの取組により、本町では2030（令和12）年度までに事務事業の電力消費に伴うCO₂排出量を実質ゼロにすることを目指します。

3.2.3 燃料由来のCO₂排出量の見込み

本町の2023（令和5）年度の燃料由来のCO₂排出量は、443,036 kg-CO₂となっています。

LED照明の導入や設備の電化、ZEBの導入検討、電動車の導入等のエネルギー効率の向上・省エネルギー対策を推進し、毎年の平均で0.1%ずつ燃料由来のCO₂排出量の削減に取り組みます。これにより、2030（令和12）年度において440,384 kg-CO₂の排出を見込みます。

3.2.4 まとめ

基準年度の 2013（平成 25）年度の CO₂ 排出量は 1,585,467 kg-CO₂ です。

上記の検討により、目標年度の 2030（令和 12）年度の CO₂ 排出量を 440,384 kg-CO₂ を見込みます。基準年度と比較すると、1,145,083 kg-CO₂ 減少(▲72.2%) となります。

第4章 目標達成に向けた取組

4.1 取組の体系

本計画の目標達成に向けた取組の体系を示します。

表 4.1.1 目標達成に向けた取組の体系

取組方針	取組項目
1 再生可能エネルギーの導入推進	1.1 公共施設等への再生可能エネルギーの導入 1.2 再生可能エネルギーによる電力プランの契約
2 省エネルギー対策の推進	2.1 施設設備等の更新 2.2 電動車の導入等
3 省資源・3 R + Renewableの推進	3.1 グリーン購入・グリーン契約の推進 3.2 節水の推進 3.3 用紙の削減 3.4 3 R + Renewable の推進
4 職員の日常の取組	4.1 省エネルギー・節電等の取組 4.2 ワークライフバランスの確保

4.2 再生可能エネルギーの導入推進

4.2.1 公共施設等への再生可能エネルギーの導入

公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査の結果を踏まえ、導入が可能と判定された施設等への太陽光発電や蓄電池等の設備導入を検討し、再生可能エネルギーを積極的に導入します。

なお、上記の調査により、導入が可能とされた施設等の太陽光発電の導入ポテンシャルは、734.72kW（22施設）と算定されています。このうち、採算性が見込める導入量は429.68kW（11施設）となっており、ポテンシャルの58%を占めています。

4.2.2 再生可能エネルギーによる電力プランの契約

太陽光発電や蓄電池等の設備導入の見込みが低い施設や、設備導入による発電電力量が需要量を満たさない場合には、相対契約や電力メニューにより再生可能エネルギー電力を調達し、使用する電力の脱炭素化を推進します。

また、再生可能エネルギー電力の調達量が不足する場合には、非化石証書等を利用してカーボンオフセットに取り組み、電力消費に伴う CO₂ 排出量実質ゼロの実現を図ります。

4.3 省エネルギー対策の推進

4.3.1 施設設備等の更新

○LED 照明やエネルギー効率の高い施設設備等の導入を推進します。

（「水銀に関する水俣条約」に基づき、2027（令和 9）年までに蛍光灯の製造や輸出入が段階的に廃止されます。）

○既存の公共施設の高断熱化改修や ZEB 化を検討します。

○新築事業については、原則 ZEB Oriented 相当以上の性能を検討します。

4.3.2 電動車の導入等

○公用車を更新する場合は、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）を積極的に導入します。

○エコドライブを実践します。

○車両を適正に整備・管理し、燃費の維持・向上に努めます。

○町外用務先が近接している場合には、乗り合わせに努めます。

4.4 省資源・3R + Renewable の推進

4.4.1 グリーン購入・グリーン契約の推進

○国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品の調達を進めます。

○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（グリーン契約法）に基づく取組を推進します。

4.4.2 節水の推進

- 日常的な節水に取り組みます。

4.4.3 用紙の削減

- 庁舎内、各課等内で回覧するものは、ガールーン掲示板を活用し、用紙の削減に取り組みます。

4.4.4 3 R + Renewable の推進

- 物品購入の際は、過剰な包装を避け、ごみの発生を抑制します。
- 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化に努めます。
- ごみの分別排出を徹底します。
- 不要となった事務用品（備品）は他課で必要としていないか確認します。

4.5 職員の日常の取組

4.5.1 省エネルギー・節電等の取組

- 昼休みの消灯、時間外勤務時の不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 冷暖房は、運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- クールビズやウォームビズに取り組みます。

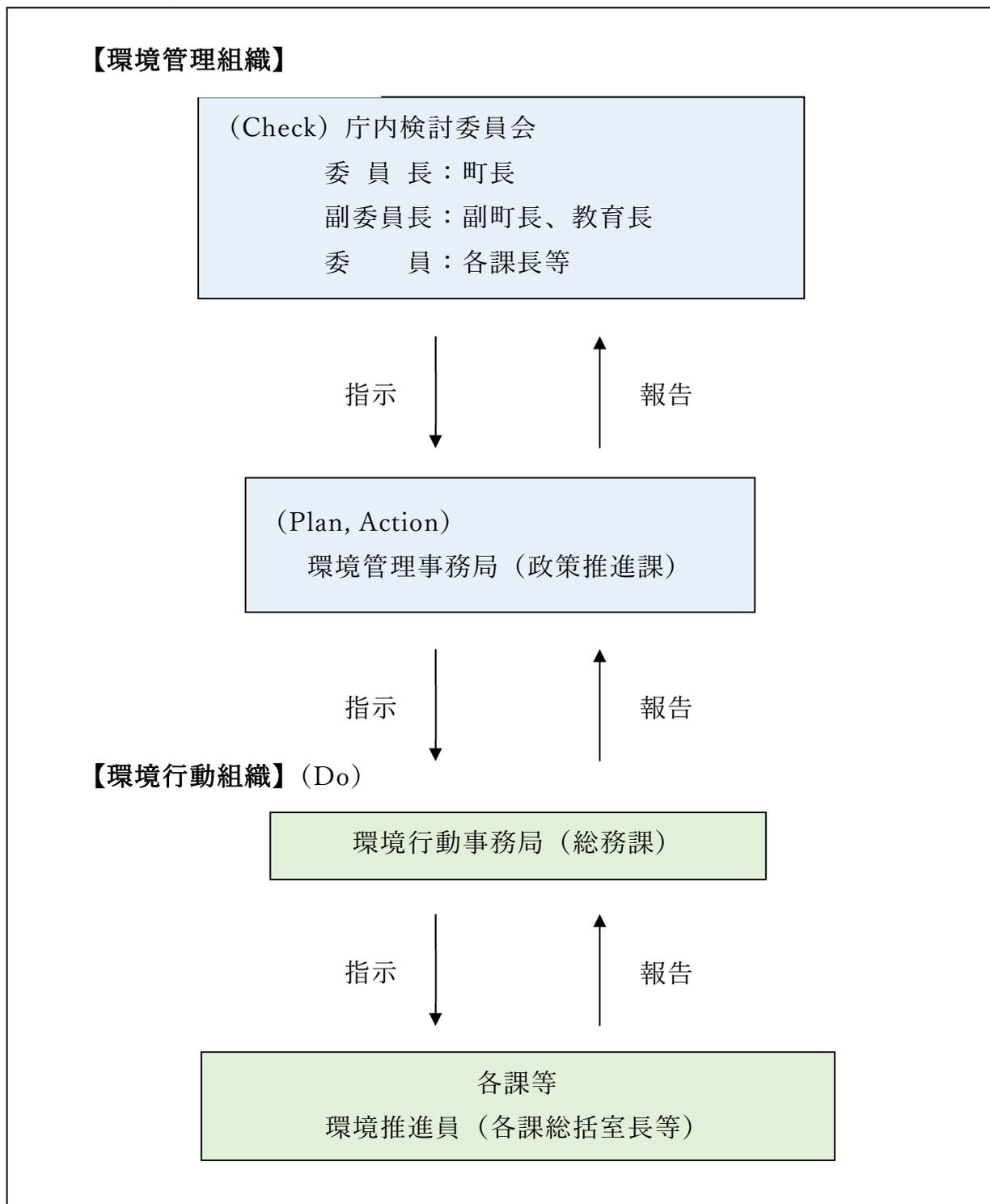
4.5.2 ワークライフバランスの確保

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 効率的・計画的な事務処理に努め、夜間残業の削減や有給休暇の計画的な取得を推進します。
- テレワークの推進やWeb会議システムを積極的に活用します。

第5章 計画の推進と進捗管理

5.1 推進体制

5.1.1 推進体制図



5.1.2 役割分担

(1) 庁内検討委員会

ア 庁内検討委員長（町長）

計画及び推進方策の決定等を行います。

イ 庁内検討副委員長（副町長、教育長）

庁内検討委員長を補佐し、庁内検討委員長に事故等がある場合は職務を代行します。

ウ 庁内検討委員（各課長等）

計画の推進方策等の協議を行うこととし、以下の構成とします。

No	所 属	構 成
1	総務課及び選挙管理委員会、危機管理課	総務課長
2	政策推進課	課 長
3	税務出納課	課 長
4	町民課	課 長
5	健康推進課及び保健センター	課 長
6	農林水産課及び農業委員会事務局	課 長
7	経済観光交流課	課 長
8	龍泉洞事務所	所 長
9	地域整備課	課 長
10	上下水道課	課 長
11	議会事務局及び監査委員	局 長
12	教育委員会事務局及び岩泉町民会館	教育次長
13	町立図書館	館 長
14	小川支所	支 所 長
15	大川支所	支 所 長
16	小本支所	支 所 長
17	安家支所	支 所 長
18	有芸支所	支 所 長

(2) 環境管理事務局（政策推進課）

計画の策定及び見直し、庁内検討委員会の庶務を行います。

(3) 環境行動事務局（総務課）

庁舎内の環境活動に関する指示、環境管理事務局（政策推進課）への報告を行います。

(4) 環境推進員（各課総括室長等）

環境行動事務局（総務課）からの指示を受け、職員の環境に配慮した取組についての啓発を行います。

また、取組状況の把握及び日常的点検の管理、環境行動事務局（総務課）への報告を行います。

5.2 進捗状況の点検・評価等

環境管理事務局（政策推進課）は、温室効果ガスの総排出量等の解析した結果を庁内検討委員会に報告します。

なお、庁内検討委員会は事務局が報告する際にその内容の点検を行い、見直しを要する場合は環境管理事務局（政策推進課）に指示をします。

5.3 職員に対する研修等

5.3.1 環境保全に関する研修及び情報提供の積極的实施

環境保全や地球環境問題に関するシンポジウム及び研修会などへ、積極的な職員参加を推進し、職員の環境に対する意識及び知識の高揚を図ります。

また、事業所として実施する職員研修に環境の内容を盛り込み、情報提供に努めます。

5.3.2 環境保全活動への職員の積極的な参加の奨励

環境NPOなどの活動や環境保全のためのボランティア活動などへの積極的な参加が推進されるよう職場での環境づくりを進めます。

5.4 取組状況の公表

計画の進捗状況及び点検結果等については、ホームページ等により、毎年公表します。

岩泉町地球温暖化防止等実行計画

2025（令和7）年3月策定

〒027-0595 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5

電話番号：0194-22-2111（代表）

FAX 番号：0194-22-3562

ホームページ：<https://www.town.iwaizumi.lg.jp/>